

産業建設常任委員会会議記録  
(条例等審査)

1. 日 時	令和3年3月2日 11時10分開会 令和3年3月2日 11時43分閉会
2. 場 所	議員協議会室
3. 出席議員	吉田知代委員長、栗山泰三副委員長、園田依子委員、大西基雄委員、森本富夫委員
4. 欠席議員	なし
9. 会議に付した事件	議案第22号 財産の無償譲渡について 議案第23号 財産の無償譲渡について

10. 議事の経過	
開会	11:10
吉田委員長	開会宣告
吉田委員長	あいさつ
<b>■日程第1 議案第22号 財産の無償譲渡について</b>	
<b>【主な説明】</b>	
農都創造部	別紙により説明
<b>【主な質疑】</b>	
園田委員	説明資料の中の現況写真を見せていただいた中で、建物の周辺に物が残っているという状況が見受けられますが、片づけ等については市が対応する必要があるのでしょうか。
農都創造部	外観写真を見ていただきますといろんなものが置いてありますが、これは法人の所有物でございますので、市で撤去を行うのではなく現況のまま譲渡いたします。
園田委員	土地所有者の了承は得ているのでしょうか。
農都創造部	現況のまま譲渡するということで了解をいただいております。
大西委員	加工施設を無償譲渡されるにあたり事業経過の説明をいただきましたが、地元事業所が解散したため加工事業を止められているとのことでしたが高齢化等により事業を止められることになったのでしょうか。事業を止められた経緯を教えてください。
農都創造部	この農産物処理加工施設につきましては、山椒、木の芽、セリ、

	<p>フキ、大根の一次加工をされていましたが、平成20年頃に加工品の卸し先だった地元事業所が解散されたことにより、加工する商品を変更され米粉、きな粉、切り干し大根、干し芋の加工に転換し継続されておりますし、今後も加工は引き続きされるということでございます。</p>
大西委員	<p>今回の無償譲渡について、建物や、建物の中について現状のまま無償譲渡となるという事ですが、今後市が修繕等を行わなければならないというような事にならないのでしょうか</p>
農都創造部	<p>施設建築から約38年経過しているということで、一部老朽化している箇所もありますが、現状のままで市が譲渡するという事に理解をいただいておりますし、その後何かしら修繕等を行う必要が出てきましても、所有者で全て対応していただきますので、市の負担が発生することはありません。</p>
森本委員	<p>A社が使用料として1,210万円平成7年3月に完済し、普通財産に変わっているという説明でしたが今回のタイミングで議案上程に至った流れについて説明をお願いします。</p>
農都創造部	<p>A社加工施設については、以前から相談等は受けておりましたが、A社の代表も後継者に交代され、施設の今後の活用を本格的にしたいという相談も出てきたことから今回無償譲渡ということに事務を進めることになりました。</p>
森本委員	<p>以前から相談があったが、長らく結果を出さずに待たせたという事は無かったということでいいのでしょうか。</p>
農都創造部	<p>以前から話は伺っておりましたが、施設の今後の活用を本格的にしていきたいという相談を受けたことがきっかけで今回の無償譲渡の提案に至っていますので長らく待たせたという事はないと考えております。</p>
栗山副委員長	<p>法人がもう解散しているので、土地所有者が新たな加工施設として利用する意向があるということでしょうか。</p>
農都創造部	<p>A社は、解散しておられませんし今後も引き続き運営される予定です。</p>
栗山副委員長	<p>加工組合は解散してないので、今後も続けていくということですが、土地所有者に土地、建物、機材一式について所有権が移転するという事でいいのでしょうか。</p>
農都創造部	<p>土地所有者は、A社の構成員の1人であり、土地所有者に譲り渡すわけですが、個人に譲渡して、所有物はA社に賃貸か何かの形</p>

で契約し今後運営されるというように聞いています。

栗山副委員長 市所有の建物であったものが、土地所有者に譲渡されるということですが、登記等に係る費用負担についてはどのようになるのでしょうか。

農都創造部 建物登記は発生すると思いますが、所有者でしていただくということで了解を得ています。

栗山副委員長 法人での登記ではなく、土地所有者個人で登記されるということでしょうか。

農都創造部 土地所有者個人でされると聞いています。

## ■日程第2 議案第23号 財産の無償譲渡について

### 【主な説明】

農都創造部 別紙により説明

### 【主な質疑】

栗山副委員長 今回無償譲渡する建物の所有権については、土地所有者に移行するという考えでよかったですでしょうか。

農都創造部 建物所有権も、土地所有者に移行するということです。

栗山副委員長 未登記物件が散見されますので確認しますが、それも土地所有者で登記していただけるのですね。

農都創造部 そのようなことで了解をいただいています。

大西委員 ビーンズジュースの加工場ということで、現場写真を確認すると道具等が置いてあるままです。今後倉庫として活用をされるということですが、この中の備品等についてはこのままの状態で置いたままで撤去はしなくてもいいのでしょうか。

農都創造部 備品につきましては、土地所有者で利用するか処分するかは判断していただけるので、撤去等するにあたって市で負担は要らないということで了解をいただいています。

吉田委員長 この備品は、まだ使用できる状態のものがほとんどなのでしょうか。

農都創造部 備品の状態については、良好に維持されておりまして全て使えるものだということです。

栗山副委員長 土地所有者と生産組合との調整はできているのでしょうか。

農都創造部 生産組合につきましては、令和2年2月18日に法人としては解散されておりますので、今回の無償譲渡について関与はされてな

いということでございます。

栗山副委員長 器具等もまだ使える状態であるという話も今聞かせていただいたのですが、生産組合として利用せず、土地所有者個人で使用するという解釈でよろしいのでしょうか。

農都創造部 生産組合は既に解散しており、ジュースの製造もう出来ないですし、その他の製造も止められています。

#### ■表決

議案第22号 財産の無償譲渡について

議案第23号 財産の無償譲渡について

—討論なし・全員賛成で可決—

吉田委員長 委員会の審査報告については、委員長に一任願いたい。

—異議なし—

#### ■議員協議

吉田委員長 それでは、本日の審査での質疑や議員協議の内容、並びに審査結果をもって、第121回弥生会議最終日に委員会の最終報告を行いたい。最後にその報告にあたって、報告すべき事項等、意見はないか。

意見無

吉田委員長 委員会の審査報告については、委員長に一任いただきたいが、異議はないか。

異議なし

#### ■その他

栗山副委員長 あいさつ

閉会 11:43